

品川区町会専用掲示板設置に対する補助金交付要綱

制定	昭和60年	3月28日	要綱第	70号
改正	昭和62年	6月26日	要綱第	45号
改正	平成3年	3月30日	要綱第	23号
改正	平成12年	4月1日	要綱第	45号
改正	平成13年	3月28日	要綱第	106号
改正	平成21年	3月31日	要綱第	181号
改正	平成23年	8月15日	要綱第	121号
改正	平成27年	3月27日	要綱第	207号
改正	平成31年	4月1日	要綱第	195号
改正	令和3年	5月31日	要綱第	170号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が掲示板の新設、建替えまたは修繕（以下「新設等」という。）を行う場合に、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金交付の対象となる掲示板の要件)

第3条 補助金交付の対象となる掲示板は、町会等がその区域内の住民に必要な情報を周知する目的で設置するもので、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 区域内住民相互の親睦と福祉につながる情報提供のために使用するものであること。
- (2) 掲示板の設置場所について、土地・構造物所有者の使用確認が得られたものであること。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、1基につき、新設等の経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会専用掲示板設置補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 掲示板設置場所一覧表
- (2) 設置場所図（地図）
- (3) 形状図面

(4) 見積書(写)

2 前項の規定は、原則として、掲示板の新設等を行う前に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会専用掲示板設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(完了届)

第7条 前条第1項に規定する通知を受けた町会等は、補助金交付の対象となった掲示板の新設等が完了したときは、すみやかに完了届(第3号様式)に領収書(写し)を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および掲示板の新設等の状況等を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会専用掲示板設置補助金確定通知書(第4号様式)により前条に規定する届出をした者に通知する。

(請求書の提出)

第9条 前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会専用掲示板設置補助金請求書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(適正使用)

第10条 町会等は、補助金の交付を受けて新設等を行った掲示板が常に適正に使用されるよう管理しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(返還)

第12条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第13条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

1. この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
2. 昭和62年5月1日以降、第4条の交付申請があったもので第7条の補助金の確定が未確定のものについては、適用させる。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年8月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

町会専用掲示板設置補助金交付申請書

品川区町会専用掲示板設置に対する補助金交付要綱に基づき、
下記金額を交付されたく、関係書類を添えて交付申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 掲示板新設等基数 基

内 訳

1 基単価	基 数	補助所要額（1基）	補助申請額
合 計			

摘要：要綱第3条の規定に基づき、1基につき経費の2分の1
以内の補助で上限額を5万円とし、100円未満の端数は切
り捨てとする。

3. 設置予定期日 年 月 日
4. 添付書類 (1) 掲示板設置場所一覧表
(2) 設置場所図 (地図)
(3) 形状図面
(4) 見積書(写)

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会専用掲示板設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった町会専用掲示板設置補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定金額 円
2. 交付基数 基
内 訳

1 基単価	基 数	補助所要額（1 基）	補助交付予定額
合 計			

摘要：要綱第3条の規定に基づき、1基につき経費の2分の1以内の補助で上限を5万円とし、100円未満の端数は切り捨てとする。

3. 交付時期 設置が完了し、完了届の提出後とする。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

完了届

下記のとおり、掲示板の新設等が完了したので届け出します。

記

1. 交付予定金額 円

2. 交付基数 基

内訳

1 基単価	基数	補助所要額（1基）	交付予定額
合計			

3. 設置完了日 年 月 日

4. 添付書類 領収書（写）

要綱第7条による調査者氏名

地域センター

印

第 4 号様式（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会専用掲示板設置補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された掲示板設置補助金については、品川区町会専用掲示板設置に対する補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

つきましては、同封の補助金請求書に所要事項を記入し、押印のうえ、提出してください。

記

1. 交付確定金額 円
2. 交付確定基数 基
内 訳

1 基単価	基数	補助所要額（1基）	交付確定金額
合 計			

3. 請求書提出期限 年 月 日
4. 提出先 地域センター

第 5 号様式（第 8 条関係）

請 求 書

金額		百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日付番 号をもって交付確定のあった町
会専用掲示板設置補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

印